

平成 26 年

小松島市議会 3 月定例会議議案書

平成 26 年 3 月 5 日開会

目 次

			(P)
議案第1号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	4
議案第2号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	12
議案第3号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	14
議案第4号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	16
議案第5号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	18
議案第6号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	22
議案第7号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	25
議案第8号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	28
議案第9号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	28
議案第10号	平成26年度	松島市一般会計特別会計	別紙
議案第11号	松島市長及び職員	の給与に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第12号	松島市職員	の退職給付に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第13号	松島市職員	の退職給付に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第14号	松島市職員	の退職給付に関する条例の一部を改正する条例	44
議案第15号	松島市職員	の退職給付に関する条例の一部を改正する条例	46
議案第16号	松島市職員	の退職給付に関する条例の一部を改正する条例	48
議案第17号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	50
議案第18号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第19号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第20号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	57
議案第21号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	59
議案第22号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第23号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	63
議案第24号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	65
議案第25号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	67
議案第26号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第27号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第28号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第29号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第30号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	77
議案第31号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	79
議案第32号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	81
議案第33号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第34号	松島市	の消防団員に関する条例の一部を改正する条例	85

議案第35号	小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について	87
議案第36号	小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について	89
議案第37号	小松島市法定外公用財産管理条例の一部を改正する条例について	91
議案第38号	小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について	93

議案第1号

平成26年度小松島市一般会計予算

平成26年度小松島市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,661,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内で各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		4,168,800
	1 市 民 税	1,819,900
	2 固 定 資 産 税	1,955,700
	3 軽 自 動 車 税	113,200
	4 市 た ば こ 税	280,000
2 地 方 譲 与 税		117,801
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	27,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	78,600
	3 特 別 と ん 譲 与 税	12,200
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		15,000
	1 利 子 割 交 付 金	15,000
4 配 当 割 交 付 金		25,000
	1 配 当 割 交 付 金	25,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		47,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	47,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		436,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	436,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		10,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	10,000
8 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金		30,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金		14,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	14,000
10 地 方 交 付 税		3,286,000
	1 地 方 交 付 税	3,286,000

11 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
12 分担金及び負担金		257,340
	1 分 担 金	6,151
	2 負 担 金	251,189
13 使用料及び手数料		234,859
	1 使 用 料	196,684
	2 手 数 料	38,175
14 国庫支出金		2,685,958
	1 国庫負担金	2,060,305
	2 国庫補助金	618,471
	3 国庫委託金	7,182
15 県支出金		928,947
	1 県負担金	578,754
	2 県補助金	282,928
	3 県委託金	67,265
16 財産収入		41,039
	1 財産運用収入	4,039
	2 財産売却収入	37,000
17 寄附金		5,100
	1 寄 附 金	5,100
18 繰入金		103,000
	1 基金繰入金	103,000
19 繰越金		100
	1 繰 越 金	100
20 諸収入		164,156
	1 延滞金加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	300

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	3,010
	4 雑収入	155,846
21 市債		2,081,900
	1 市債	2,081,900
歳入	合計	14,661,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		204,997
	1 議会費	204,997
2 総務費		1,456,591
	1 総務管理費	1,180,822
	2 徴税費	176,344
	3 戸籍住民基本台帳費	58,731
	4 選挙費	17,423
	5 統計調査費	12,256
	6 監査委員費	11,015
3 民生費		6,298,849
	1 社会福祉費	1,870,235
	2 老人福祉費	667,333
	3 児童福祉費	2,128,255
	4 生活保護費	1,295,745
	5 災害救助費	2,790
	6 人権対策費	334,491
4 衛生費		1,628,090
	1 保健衛生費	566,741
	2 清掃費	1,061,349
6 農林水産業費		224,101

	1 農 業 費	217,534
	2 水 産 業 費	6,567
7 商 工 費		51,667
	1 商 工 費	51,667
8 土 木 費		962,606
	1 土 木 管 理 費	25,638
	2 建 築 管 理 費	44,681
	3 道 路 橋 梁 費	228,785
	4 河 川 費	1,000
	5 砂 防 費	11,103
	6 港 湾 費	5,433
	7 都 市 計 画 費	243,432
	8 住 宅 費	167,903
	9 下 水 道 費	234,631
9 消 防 費		317,666
	1 消 防 費	317,666
10 教 育 費		1,642,848
	1 教 育 総 務 費	239,110
	2 小 学 校 費	147,801
	3 中 学 校 費	648,428
	4 幼 稚 園 費	109,389
	5 社 会 教 育 費	134,911
	6 人 権 教 育 費	31,428
	7 保 健 体 育 費	117,379
	8 学 校 給 食 費	214,402
12 公 債 費		1,853,152
	1 公 債 費	1,853,152
13 諸 支 出 金		15,433

(単位：千円)

款	項	金額
	1 貸付金	3,000
	2 基金費	12,433
15 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	14,661,000

第 2 表 債務負担行為

(単位*千円)

事 項	期 間	限 度 額
地 籍 調 査 事 業	平成 2 7 年度	3, 3 1 9
プ ラ ス チ ッ ク 類 処 理 業 務 委 託 料	平成 2 7 年度 ～ 平成 2 8 年度	5 2, 6 5 4
新 中 学 校 建 設 事 業	平成 2 7 年度	2, 1 9 8, 4 0 0

第 3 表 地 方 債

(単位*千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
地 域 改 善 施 設 整 備 事 業 債	900	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
葬 斎 場 建 設 事 業 債	27,200	〃		
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業 債	4,400	〃		
ご み 焼 却 施 設 整 備 事 業 債	105,800	〃		
農 業 用 施 設 整 備 事 業 債	7,400	〃		
最 終 処 分 場 整 備 事 業 債	34,000	〃		
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	71,300	〃		
土 木 施 設 整 備 事 業 債	2,200	〃		
自 然 災 害 防 止 事 業 債	3,100	〃		
高 速 道 等 周 辺 対 策 事 業 債	15,700	〃		
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	33,700	〃		
公 共 事 業 等 債	120,100	〃		
防 災 対 策 事 業 債	464,900	〃		
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	2,100	〃		
義 務 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	431,400	〃		
臨 時 財 政 対 策 債	600,000	〃		
退 職 手 当 債	46,900	〃		
行 政 改 革 推 進 債	110,800	〃		
計	2,081,900			

議案第2号

平成26年度小松島市競輪事業特別会計予算

平成26年度小松島市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,597,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内で各項の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 競輪事業収入		8,471,080
	1 事業収入	8,471,080
2 財産収入		300
	1 財産運用収入	300
3 雑収入		125,420
	1 使用料	33,053
	2 雑収入	92,367
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 繰入金		100
	1 基金繰入金	100
歳入	合計	8,597,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 競輪事業費		8,589,900
	1 総務費	119,620
	2 競輪開催費	8,469,685
	3 諸支出金	595
2 公債費		2,100
	1 公債費	2,100
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	8,597,000

議案第3号

平成26年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度小松島市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ535,369千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		372,723
	1 後期高齢者医療保険料	372,723
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		158,704
	1 一 般 会 計 繰 入 金	158,704
4 諸 収 入		3,842
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 償還金及び還付加算金	3,832
歳 入	合 計	535,369

-15-

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		28,711
	1 総 務 管 理 費	28,351
	2 徴 収 費	360
2 後期高齢者医療広域連合納付金		502,826
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	502,826
3 諸 支 出 金		3,832
	1 償還金及び還付加算金	3,832
歳 出	合 計	535,369

議案第4号

平成26年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成26年度小松島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266,153千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		266,153
	1 貸付事業収入	266,153
歳入	合計	266,153

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公債費		11,153
	1 公債費	11,153
2 繰上充用金		255,000
	1 前年度繰上充用金	255,000
歳出	合計	266,153

議案第5号

平成26年度小松島市国民健康保険特別会計予算

平成26年度小松島市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,927,195千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		830,210
	1 一般国民健康保険税	751,104
	2 退職者等国民健康保険税	79,106
2 使用料及び手数料		510
	1 手数料	510
3 国庫支出金		1,252,589
	1 国庫負担金	819,148
	2 国庫補助金	433,441
4 県支出金		235,866
	1 県負担金	36,130
	2 県補助金	199,736
5 療養給付費交付金		302,716
	1 療養給付費交付金	302,716
6 前期高齢者交付金		1,092,522
	1 前期高齢者交付金	1,092,522
7 共同事業交付金		793,478
	1 共同事業交付金	793,478
8 繰入金		410,610
	1 繰入金	232,149
	2 基金繰入金	178,461
9 諸収入		8,263
	1 延滞金加算金及び過料	2,010
	2 雑収入	6,253
10 財産収入		431
	1 財産運用収入	431
歳入	合計	4,927,195

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		66,120
	1 総務管理費	63,783
	2 徴税費	1,836
	3 運営協議会費	241
	4 趣旨普及費	260
2 保険給付費		3,311,267
	1 一般療養諸費	2,686,200
	2 退職者等保険給付費	207,900
	3 審査支払手数料	9,669
	4 一般高額療養費	360,300
	5 退職者等高額療養費	30,310
	6 助産諸費	15,128
	7 葬祭諸費	1,680
8 移送諸費	80	
3 後期高齢者支援金等		524,469
	1 後期高齢者支援金等	524,469
4 前期高齢者納付金等		442
	1 前期高齢者納付金等	442
5 老人保健拠出金		45
	1 老人保健拠出金	45
6 介護納付金		228,557
	1 介護納付金	228,557
7 共同事業拠出金		730,973
	1 共同事業拠出金	730,973
8 保健事業費		55,651
	1 特定健康診査等事業費	35,470

(単位：千円)

款	項	金額
	2 保 健 事 業 費	20,181
9 公 債 費		200
	1 一 般 公 債 費	200
10 諸 支 出 金		4,471
	1 諸 支 出 金	40
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,000
	3 基 金 費	431
11 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	4,927,195

議案第6号

平成26年度小松島市土地取得事業特別会計予算

平成26年度小松島市土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100,000千円と定める。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		15,000
	1 貸付金元利収入	15,000
2 市債		1,100
	1 市債	1,100
歳入	合計	16,100

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		16,100
	1 貸付金	15,000
	2 公共用地先行取得事業費	1,100
歳出	合計	16,100

第 2 表 地 方 債

(単位*千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 用 地 先 行 取 得 債	1,100	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第7号

平成26年度小松島市介護保険特別会計予算

平成26年度小松島市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,665,703千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		695,207
	1 介 護 保 險 料	695,207
2 分 担 金 及 び 負 担 金		612
	1 負 担 金	612
3 使 用 料 及 び 手 数 料		130
	1 手 数 料	130
4 国 庫 支 出 金		794,256
	1 国 庫 負 担 金	612,159
	2 国 庫 補 助 金	182,097
5 支 払 基 金 交 付 金		1,021,839
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,021,839
6 県 支 出 金		532,962
	1 県 負 担 金	520,928
	2 県 補 助 金	12,034
7 繰 入 金		619,311
	1 繰 入 金	536,447
	2 基 金 繰 入 金	82,864
8 諸 収 入		1,240
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	30
	2 雑 入	1,210
9 財 産 収 入		146
	1 財 産 運 用 収 入	146
歳 入	合 計	3,665,703

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		88,878
	1 総務管理費	56,515
	2 徴収費	413
	3 介護認定審査会費	31,802
	4 趣旨普及費	148
2 保険給付費		3,487,525
	1 介護サービス等諸費	2,975,511
	2 介護予防サービス等諸費	298,028
	3 その他諸費	5,073
	4 高額介護サービス等費	69,583
	5 特定入所者介護サービス等費	133,664
	6 高額医療合算介護サービス等費	5,666
3 地域支援事業費		75,190
	1 介護予防事業費	37,702
	2 包括的支援事業・任意事業費	37,488
4 諸支出金		13,110
	1 償還金及び還付加算金	12,954
	2 延滞金	10
	3 基金費	146
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,665,703

議案第 8 号

平成 26 年度小松島市公共下水道事業特別会計予算

平成 26 年度小松島市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 350,161 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、200,000 千円と定める。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		35,000
	1 国庫補助金	35,000
2 県支出金		4,000
	1 県補助金	4,000
3 繰入金		234,631
	1 他会計繰入金	234,631
4 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		10,010
	1 雑収入	10,010
7 市債		66,500
	1 市債	66,500
歳入	合計	350,161

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 下水道費		132,505
	1 建設費	132,505
2 公債費		213,646
	1 公債費	213,646
3 諸支出金		4,010
	1 基金費	4,010
歳出	合計	350,161

第 2 表 地 方 債

(単位*千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業 債	66,500	普通貸借又は証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第 1 1 号

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例について

小松島市長及び副市長の給与条例(昭和 5 0 年小松島市条例第 4 1 号)の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市長及び副市長の給与条例の一部を改正する条例

小松島市長及び副市長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

20 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における市長の給料は、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和 3 2 年小松島市条例第 2 0 号)
等の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号」に改める。

第2条第1項中「正規の勤務時間」を「小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改める。

第4条の2中「小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第18条中「乗じたもの」の次に「から4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び同条に規定する年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の合計に相当する勤務時間を減じたもの」を加える。

(小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小松島市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「ほか、」の次に「平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては」を、「相当する額」の次に「(以下「差額相当額」という。)から差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは1万円、その額が1万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を減じた額を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては差額相当

額から差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が2万円を超えるときは2万円，その額が2万円を超えない場合であってその額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を，同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては差額相当額が3万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附則第10項中「第8条2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第13号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、給料の」を「、退職の日におけるその者の給料の」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第8条の2第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

1 1年以上25年未満の期間勤続して退職した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の1

25

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

(3) 第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

(4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、第8条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第15項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問い合わせを受けるための連絡先
- (11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、募集実施要項に記載した応募の取下げにかかる期間の末日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (2) 第2項に規定する退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当し

ない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第15項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上

げ、又は繰り下げることができる。

1 4 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 5 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

1 6 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市職員の修学部分休業に関する条例（平成 2 4 年小松島市条例
第 3 5 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の修学部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「定める」の次に「修学に必要なと認められる」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第15号

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第36号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成24年小松島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、「5年」を「55歳（小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和59年小松島市条例第20号）第3条ただし書に規定する職員にあっては、58歳）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第16号

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

小松島市事務分掌組織条例（昭和48年小松島市条例第23号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例

小松島市事務分掌組織条例（昭和48年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第158条第7項」を「第158条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

小松島市地域の元気臨時交付金基金条例の制定について

小松島市地域の元気臨時交付金基金条例を別紙のように制定する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市地域の元気臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 国から交付を受ける地域の元気臨時交付金を財源とする事業を円滑に実施するため、小松島市地域の元気臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正)

2 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(8) 小松島市地域の元気臨時交付金基金条例(平成26年小松島市条例第○号)

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第4条第2項第8号の規定は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(有効期限)

3 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

議案第18号

小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のように制定する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 19 号

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例について

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和
43年小松島市条例第11号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和43年
小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小松島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第20号

小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例について

小松島市立幼稚園保育料条例（昭和29年小松島市条例第15号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

小松島市立幼稚園保育料条例(昭和29年小松島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 市長は当該年度に在園する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、次に定める区分により保育料の減免をすることができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者 保育料の年額相当額

(2) 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯に属する者 保育料の年額相当額

(3) 当該年度に納付すべき市民税が均等割のみとなる世帯に属する者

ア 同一世帯に属する9歳未満の子(9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ)のうち第1子 年額20,000円

イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子 年額60,000円

ウ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降 保育料の年額相当額

(4) 前3号に該当しない世帯に属する者

ア 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第2子 保育料の年額相当額の半額

イ 同一世帯に属する9歳未満の子のうち第3子以降 保育料の年額相当額

2 減免の実施に関し必要な事項は、小松島市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

小松島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

小松島市社会教育委員設置条例（昭和 3 4 年小松島市条例第 1 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

小松島市社会教育委員設置条例（昭和34年小松島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「関係者」を「関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者」に改める。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

議案第 22 号

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例の一部を
改正する条例について

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例（平成 18 年小松
島市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例

産業振興に寄与する事業に係る市税の特別措置条例(平成18年小松島市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事業を」を「操業または事業の拡大を」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 常用雇用者 以下のすべての要件を満たす者をいう。

ア 雇用期間を定めない労働者又はこれに準ずると認められる者

イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者として、第9条の規定に基づく確認を受けている者

ウ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)で定める最低賃金を下回らない者

エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第9条の規定に基づく被保険者として、第18条の規定に基づく確認を受けている者又は第10条の規定に基づく許可を受けている者

第3条第1項中「要件に」を「すべての要件に」に改め、同項第1号中「企業等」の次に「又は商工・農林水産業に関する国及び県の施策に基づく制度融資の採択(融資金額1千万円以上)を受けた企業等」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、本市に登録し、かつ生活の本拠を本市に有する常用雇用者を新規に雇用していること。

(4) 地域経済の活性化及び市民生活の安定に寄与すること。

第5条中「第3号」を「第2号」に改める。

第8条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第23号

小松島市競輪施設整備等基金条例の制定について

小松島市競輪施設整備等基金条例を別紙のように制定する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市競輪施設整備等基金条例

(設置)

第1条 小松島市競輪場の施設(以下「施設」という。)の整備等に要する経費の財源に充てるため、小松島市競輪施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度小松島市競輪事業特別会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用基金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、小松島市競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(小松島市競輪事業基金条例の一部改正)

2 小松島市競輪事業基金条例(昭和62年小松島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正)

3 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(9) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第〇号)

議案第 2 4 号

小松島市自転車競走実施条例の一部を改正する条例について

小松島市自転車競走実施条例（昭和 3 7 年小松島市条例第 2 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

小松島市自転車競走実施条例（昭和37年小松島市条例第23号）の一部を次のように改める。

第3条に次のただし書きを加える。

ただし、小松島競輪場での開催が困難な場合であって、市長が特に必要と認める場合は、小松島競輪場以外の法第4条の規定により設置された競輪場において開催することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第25号

小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例について

小松島市多目的ホール条例（平成11年小松島市条例第14号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市多目的ホール条例の一部を改正する条例

小松島市多目的ホール条例（平成11年小松島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考中

「

6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。

区分	1時間当たりの額
ホール	2,500円
舞台のみ	1,500円
リハーサル室	500円

」を

「

6 冷暖房を利用する場合は、次の表に掲げる額を徴収する。

区分	1時間当たりの額
ホール	2,750円
舞台のみ	1,650円
リハーサル室	550円

」に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の小松島市多目的ホール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる小松島市ミリカホールの利用から適用し、同日の前日までにされた小松島市ミリカホールの利用については、なお従前の例による。

議案第26号

小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

小松島市勤労青少年ホーム条例（昭和57年小松島市条例第7号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

小松島市勤労青少年ホーム条例（昭和57年小松島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

区分 室名	午前9時～ 正午	正午～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	正午～ 午後9時	全日
小集会室	円 580	円 1,050	円 1,160	円 1,630	円 2,200	円 2,780
料理講習室	920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390
講習室	690	1,160	1,160	1,850	2,310	3,000
3階集会室	920	1,620	1,850	2,540	3,470	4,390
大集会室	1,160	1,740	2,890	2,890	4,630	5,790

備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第 27 号

小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について

小松島市立体育館条例（昭和 57 年小松島市条例第 8 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市立体育館条例の一部を改正する条例

小松島市立体育館条例（昭和57年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分				時間区分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時 30分	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時 30分	超過時間 1時間まで ごとに
				円	円	円	円	円	円		
全面 使用	アマ チュ アス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入 場 料 の 類 を 徴 収 し な い 場 合	電気を使 用しない 場合	円	円	円	円	円	円	円	
			電気を使 用する場 合	1時間につき2,000円を加算する。							
		入 場 料 の 類 を 徴 収 す る 場 合	27,720	38,810	43,200	55,440	98,640	9,470			
		アマ チュ アス ポ ー ツ 以 外 の も の に 使 用 す る 場 合	営 利 又 は 営 業 の た め の 宣 伝 を 目 的 と み な さ れ な い 場 合	41,580	58,210	64,910	83,160	148,070	14,090		
		営 利 又 は 営 業 の た め の 宣 伝 を 目 的 と み な す 場 合	103,950	145,530	162,160	207,900	370,060	35,340			
部分 使用	床面の3分の1以下を使用 する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の33を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)								
	床面の3分の1を超え2分の1以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)								
	床面の2分の1を超え3分の2以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の66を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)								
トレーニング室	電気を使 用しない 場合		アマチュアスポーツに使用する場合で午前9時から正午まで750円、午後1時から午後5時まで1,000円、午前9時から午後5時まで2,000円								
	電気を使 用する場 合		1時間につき500円を加算する。ただし、アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合は、1時間当たりの額に100分の60を乗じて得た額。営利、営業のための宣伝を目的とみなす場合は、100分の1,500を乗じて得た額								
会議室			1時間600円								

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。
- 4 器具及び設備の使用料については、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第28号

小松島市立武道館条例の一部を改正する条例について

小松島市立武道館条例（平成4年小松島市条例第10号）を別紙のよ
うに改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市立武道館条例の一部を改正する条例

小松島市立武道館条例（平成4年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分				時間区分					
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時 30分	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時 30分	超過時間 1時間まで ごとに
全面 使用	武道 に使用 する 場合	入場料 の類を 徴収し ない場 合	電気を使 用しない 場合	円 1,350	円 1,800	円 2,000	円 3,600	円 5,600	円 450
			電気を使 用する場 合	1時間につき1,200円を加算する。					
		入場料の類を徴収する場合	13,860	18,480	20,790	36,960	57,750	4,620	
	武道以外に使用する場合	その他の目的に利用する場合	20,790	27,720	31,190	55,440	86,630	6,930	
		営利又は営業のための宣伝を目的とみなす場合	51,980	69,300	77,970	138,600	216,570	17,330	
部分 使用	床面の2分の1以下を使用する場合		全面使用の場合について定められた使用区分に応じた使用料の額に100分の50を乗じて得た額 (100円未満の端数は、100円に切り上げる。)						
会議室			1時間600円						

備考

- 1 電気、水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市以外の住民及び団体である場合は、2割増とする。
- 3 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び高等学校在籍の者である場合は、半額とする。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第29号

小松島市営プール条例の一部を改正する条例について

小松島市営プール条例（昭和54年小松島市条例第11号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市営プール条例の一部を改正する条例

小松島市営プール条例（昭和54年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別	使用区分		入場料
個人	1人1回	大人（中学校を卒業した者または15歳以上の者）	360円
		小人（中学生まで）	180円
団体	1人1回	大人（中学校を卒業した者または15歳以上の者）	300円
		小人（中学生まで）	150円

備考 団体とは、20人以上の者で入場及び退場とも行動をともにするものをいう。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第30号

小松島市総合グラウンド使用条例の一部を改正する条例について

小松島市総合グラウンド使用条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市総合グラウンド使用条例の一部を改正する条例

小松島市総合グラウンド使用条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

球場別		野球場			庭球場（1面につき）	
		午前又は 午後半日	全日	夜間	午前又は 午後半日	全日
市内の者	使用料	円 1,750	円 3,500	円 1,750	円 600	円 1,200
市外の者	使用料	3,500	7,000	3,500	1,750	3,500

備考

- 1 この表で午前とは午前8時から正午までとし、午後とは午後1時から午後5時までとする。
- 2 この表で全日とは、午前8時から午後5時までとする。
- 3 この表で夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
- 4 野球場照明施設の使用については、1時間までごとに2,000円の使用料を夜間の使用料に加算する。ただし、最初の1時間を超え、それ以後については30分までごとに1,000円で計算する。
- 5 消耗品（茶、ガス等）については、実費徴収する。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第 31 号

小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例について

小松島市夜間運動場条例（昭和 49 年小松島市条例第 35 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市夜間運動場条例の一部を改正する条例

小松島市夜間運動場条例（昭和49年小松島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用料	
	1時間まで	1時間を超える30分ごと
小松島市南小松島夜間運動場	1,700円	850円
小松島市北小松島夜間運動場	1,700円	850円
小松島市坂野夜間運動場	1,700円	850円
小松島市児安夜間運動場	1,700円	850円
小松島市立小学校及び中学校屋内運動場	160円	80円
小松島中学校武道場	160円	80円

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第 3 2 号

小松島市少年武道場条例の一部を改正する条例について

小松島市少年武道場条例（昭和 5 2 年小松島市条例第 2 4 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 6 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市少年武道場条例の一部を改正する条例

小松島市少年武道場条例（昭和52年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「30円」を「50円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第33号

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例
について

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和56年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和56年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

多目的研修集会施設使用料金表

区分	時間	自午前8時	自正午	自午後5時	自午前8時	自正午	全日
		至正午	至午後5時	至午後10時	至午後5時	至午後10時	
大会議室		円 1,650	円 2,750	円 3,300	円 3,300	円 4,400	円 5,500
会議室		1,100	1,650	2,200	2,200	2,750	3,300

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

議案第34号

小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例に
ついて

小松島ステーションパーク設置条例(平成5年小松島市条例第15号)
の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島ステーションパーク設置条例の一部を改正する条例

小松島ステーションパーク設置条例（平成5年小松島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

ステーションパーク使用料

区分	単位		金額	備考
行商，募金その他これに類する行為をする場合	件	日	920円	
興業を行う場合	m ²	日	23円	
競技会，展覧会，音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	日	23円	

付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは，1平方メートルとする。

附 則

この条例は，平成26年6月1日から施行する。

議案第 35 号

小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について

小松島市地域下水道条例（昭和 63 年小松島市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例

小松島市地域下水道条例を（昭和63年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「105円」を「108円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小松島市地域下水道条例第13条第1項の規定にかかわらず、施行期日前から継続して排除している汚水に係る下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。

議案第36号

小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例について

小松島市道路占用料条例（昭和36年小松島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市道路占用料条例の一部を改正する条例

小松島市道路占用料条例(昭和36年小松島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05を乗じて得た額」を「1.08を乗じて得た額」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第37号

小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例について

小松島市法定外公共用財産管理条例（平成14年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例

小松島市法定外公共用財産管理条例（平成14年小松島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 38 号

小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市消防手数料条例（平成 12 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 3 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防手数料条例の一部を改正する条例

小松島市消防手数料条例（平成12年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2の部1の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表2の部2の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,120,000円」を「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,130,000円」に、「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,330,000円」を「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表2の部3の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表6の部1の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表7の部1の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。